



いざというときのために 風水害への備え

平成16年10月台風23号による被害
(口吉川町里脇橋付近)

問(市)危機管理課

土砂災害の前兆

次のような前兆を発見したら直ちに避難し、(市)危機管理課まで連絡してください。

土石流

溪流や谷から土砂と水が流れてきて、家などを押しつぶします。

前兆 山鳴り、急に川の水が濁る、雨続きなのに川の水位が急に下がる など

崖崩れ

大雨などで、斜面や崖が崩れ落ち、家などが崩れ落ちたり、押しつぶされたりします。

前兆 崖に割れ目が見える、崖から水が噴き出す、小石がパラパラ落ちる など

地滑り

地下水などが原因で、粘土など滑りやすい面の上にある地面がゆっくり動き出します。

前兆 道路のそばこやびび、擁壁のずれ、水田の稲の列の乱れ など



◀崖崩れ



◀地滑り

普段から備えていますか？

近年、局地的に非常に激しい雨が降ることが多くなり、川の水位の急激な上昇など、洪水になる恐れが高まっています。さらに、市内には土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域も多数あります。

いざというときに備えて、気象情報の収集や避難所、危険区域の確認などをおこなしましょう。
また、食糧・飲料水・貴重品を入れた非常持ち出し袋を用意しておきましょう。

気象情報や避難情報を入手

市は、災害時に次の手段で災害情報や避難情報などを市民の皆様にお伝えします。

- 緊急エリアメール
 - 三木安全安心ネット
 - 市ホームページ
 - テレビ
 - エフエムみつきい
 - 広報車 など
- テレビやラジオのほか、三木安全安心ネットに登録し、情報を入手しましょう。

避難所を確認！

地区ごとの避難所一覧表を6月中に配布します。災害に応じた避難所を確認しておきましょう。

災害に応じた避難所を開設

避難情報の発令とともに、浸水や土砂崩れの恐れのある場合は、洪水に備えた避難所(○で表示)、土砂災害に備えた避難所(●で表示)が開設されます。
災害の種類によっては、これまで開設されていた避難所が開設されない場合がありますので、注意してください。

危険区域の確認

危険区域は兵庫県CGハザードマップで確認してください。



ハザードマップはこちら



見本

▼避難所一覧表(見本)

三木地区(赤穂川右岸)における避難所

災害の種類や状況に応じて避難所を開設します
～災害時における避難所開設要領の見直しを行いました～

洪水発生時の避難所 大規模地震時の避難所

● 市が開設する避難所
避難情報の発令とともに、浸水や土砂崩れの恐れのある場合は、洪水に備えた避難所(○で表示)、土砂災害に備えた避難所(●で表示)が開設されます。

● 自治体が開設する1次避難所
市が開設する1次避難所は、洪水に備えた避難所(○で表示)、土砂災害に備えた避難所(●で表示)が開設されます。

避難所区分	避難所	開設状況	開設条件
市が開設する避難所	三木市民センター	○	洪水発生時
	三木小学校	○	洪水発生時
	三木中学校	○	洪水発生時
	三木公民館	○	洪水発生時
自治体が開設する1次避難所	三木地区(赤穂川右岸) 避難所	○	洪水発生時
	三木地区(赤穂川左岸) 避難所	○	洪水発生時
	三木地区(赤穂川中流) 避難所	○	洪水発生時
	三木地区(赤穂川下流) 避難所	○	洪水発生時

【問い合わせ先】 三木市 危機管理課
電話 0794-92-2011(内線2422・2423)、FAX 0794-92-2078



安全安心ネットの登録はこちら



miki@bosai.net
に空メールを送信し、登録してください。

